

ねんきん

新型コロナウイルス感染症の影響による特例申請《学生》



学生の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方は、特例申請が可能となります。

対象となる学生

学生の方で、以下のいずれにも該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

免除対象期間

令和2年2月分から令和2年3月分まで（令和元年度分）
令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）

年度ごとに申請が必要です。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書
2. 所得の申立書（臨時特例用）
3. 学生証のコピー

申請用紙、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

■お問い合わせ先 町民課窓口 (TEL29-3906) 鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)



公益社団法人 大館法人会 感染症対策の費用として

6月18日、小坂町役場において公益社団法人大館法人会 工藤保則会長から町長へ新型コロナウイルス感染症対策の費用として20万円が寄附されました。

寄附いただいた費用については、今後の感染拡大に備え、物品購入等に使用する予定です。

国民健康保険

保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が①死亡または重篤な傷病を負った場合、②前年の1/3以上の収入減少が見込まれる場合、③廃業・失業した場合に、全額または一部を申請により減免します。

■お問い合わせ先 町民課税務班 (TEL29-3904)

傷病手当

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者（青色申告の専従者を含みます）が新型コロナウイルス感染症^{感染}または^{感染が疑わしい}ため就労できず、雇用主から報酬を受け取れなかった場合などの補償制度があります。

■お問い合わせ先
町民課町民生活班 (TEL29-3928)

